



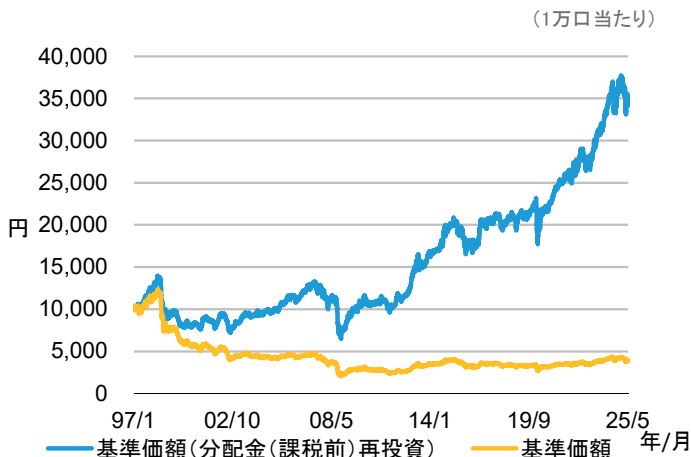
ALLIANCEBERNSTEIN®

# アライアンス・バーンスタイン・ ハイ・イールド・オープン 追加型投信／海外／債券

Monthly Report  
月次レポート  
2025年5月30日現在

## 基準価額の推移と運用実績

### 基準価額の推移



### 信託期間／決算日

| 信託期間 | 無期限 | 決算日 | 原則、毎月20日* |
|------|-----|-----|-----------|
|------|-----|-----|-----------|

\*同日が休業日の場合は翌営業日

### 基準価額／純資産総額

| 基準価額 | 3,920円 | 純資産総額 | 113億円 |
|------|--------|-------|-------|
|------|--------|-------|-------|

### 分配実績

| 決算期       | 第334期      | 第335期     | 第336期     | 第337期     | 第338期     | 第339期     |
|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|           | 2024/12/20 | 2025/1/20 | 2025/2/20 | 2025/3/21 | 2025/4/21 | 2025/5/20 |
| 分配金       | 20円        | 20円       | 20円       | 20円       | 20円       | 20円       |
| 分配金の設定来合計 |            |           |           |           |           | 10,052円   |

\*運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

### 基準価額(分配金(課税前)再投資)騰落率

|      | 1か月間 | 3か月間  | 6か月間  | 1年間   | 3年間   | 5年間   | 設定来*   |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| ファンド | 2.1% | -4.0% | -3.1% | -1.5% | 30.1% | 67.6% | 248.0% |

\*設定日:1997年1月31日

※基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。運用管理費用(信託報酬)については、お申込みメモをご参照ください。

※上記のグラフ中の基準価額(分配金(課税前)再投資)およびその騰落率は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したと仮定した場合のパフォーマンスを示しています。税金、手数料等を考慮していませんので、投資家の皆様の実際の投資成果を示すものではありません。また、データは過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

## ポートフォリオの状況

### 公社債のセクター別組入比率

| セクター     | 組入比率   |
|----------|--------|
| 高利回り社債   | 75.4%  |
| エマージング債券 | 7.8%   |
| 投資適格債    | 14.0%  |
| その他資産    | 0.0%   |
| 現金等      | 2.7%   |
| 合計       | 100.0% |

※一般にエマージング・カントリーと称される国で発行される債券であっても、その格付けが投資適格(BBB格以上)であれば、「投資適格債」に区分しております。

### 公社債の格付別組入比率

| 格付    | 組入比率   |
|-------|--------|
| BBB以上 | 14.0%  |
| BB    | 43.1%  |
| B     | 35.5%  |
| CCC以下 | 4.5%   |
| 格付けなし | 0.1%   |
| その他資産 | 0.0%   |
| 現金等   | 2.7%   |
| 合計    | 100.0% |

※格付けについては、ムーディーズまたはS&amp;Pのうちいずれか高い方を採用しています。

※組入比率は、全て対純資産総額の比率です。

### 公社債の発行国別組入比率

| 発行国       | 組入比率  |
|-----------|-------|
| 1 アメリカ    | 60.1% |
| 2 カナダ     | 5.4%  |
| 3 イギリス    | 2.9%  |
| 4 ルクセンブルク | 2.7%  |
| 5 フランス    | 1.9%  |
| 6 ケイマン諸島  | 1.9%  |
| 7 パナマ     | 1.8%  |
| 8 オランダ    | 1.7%  |
| 9 イタリア    | 1.6%  |
| 10 ブラジル   | 1.1%  |
| その他       | 16.2% |
| 合計        | 97.3% |

※その他には、現金等およびその他資産を含んでおりません。

### 公社債の組入上位10銘柄

(債券の組入銘柄数: 506 銘柄)

| 銘柄名                        | 償還日         | 利率(%)  | 発行国    | 組入比率 |
|----------------------------|-------------|--------|--------|------|
| 1 ブラジル国債                   | 2037年1月20日  | 7.125  | ブラジル   | 1.1% |
| 2 CCOホールディングス/キャピタル        | 2033年6月1日   | 4.500  | アメリカ   | 1.0% |
| 3 カーニバル                    | 2027年3月1日   | 5.750  | パナマ    | 0.9% |
| 4 インドネシア国債                 | 2035年10月12日 | 8.500  | インドネシア | 0.8% |
| 5 ボシュ・ヘルス                  | 2028年9月30日  | 11.000 | カナダ    | 0.8% |
| 6 エコスター                    | 2029年11月30日 | 10.750 | アメリカ   | 0.7% |
| 7 ネーションワイド・ミューチュアル・インシュランス | 2039年8月15日  | 9.375  | アメリカ   | 0.7% |
| 8 エジプト国債                   | 2027年1月31日  | 7.500  | エジプト   | 0.6% |
| 9 メルコ・リゾーツ・ファイナンス          | 2028年7月21日  | 5.750  | ケイマン諸島 | 0.6% |
| 10 アメリカン航空/Aアドバンテージロイヤリティ  | 2029年4月20日  | 5.750  | アメリカ   | 0.6% |

(組入上位10銘柄計)

※組入比率は、小数点第二位を四捨五入しています。組入比率は、合計が100%とならない場合があります。

※上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、アライアンス・バーンスタイン株式会社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。

設定・運用は

## アライアンス・バーンスタイン

[商号等] アライアンス・バーンスタイン株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第303号[加入協会] 一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会  
／日本証券業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会

## 運用コメント

### 市況

#### <米国国債>

米国10年国債金利は、前月末比で上昇（価格は下落）しました。米中間の追加関税引き下げの合意により景気後退懸念が和らぎ、資金がリスク資産にシフトしました。米連邦準備理事会（FRB）が5月の会合で利下げを急がない姿勢を示したことや、税制・歳出法案の審議が進展するなか、財政赤字に対する懸念が拡大したことも上昇要因となりました。

#### <高利回り社債市場>

当市場は、前月末比で上昇しました。月半ばにかけては、米英貿易協定の締結や米中間の追加関税引き下げの合意を受けて関税政策に対する楽観的な見方が広がったことから、スプレッドは縮小基調で推移しました。その後は、米国のトランプ大統領の減税政策による財政赤字の拡大懸念や、アップル社への関税を巡る発言などにより市場の不確実性が高まると、スプレッドはやや拡大しました。

#### <エマージング債券市場>

当市場は小幅に上昇しました。米消費者物価指数（CPI）の伸びが落ち着いていたこと、2025年第1四半期の米国の企業業績が無難な内容であったこと、米中間の関税引き下げが発表されたことなどにより、世界的な景気後退懸念が和らいだことが好材料となりました。一方、5月16日の米国国債の格下げを受け金利が上昇したことは、エマージング債券価格の上昇幅を抑える要因となりました。

#### <為替市場>

米ドル円は、前月末比で円安米ドル高となりました。米中間の追加関税引き下げの合意により市場のリスク回避姿勢が和らいだほか、日銀の追加利上げ観測の後退およびFRBの早期利下げ観測の後退も米ドル高要因となりました。しかし月後半は、米国の財政赤字拡大懸念や関税政策の不透明感が高まり、やや円が戻しました。

## 運用概況

当月の基準価額は、前月末比で上昇しました。当月は、基準価額の算定に使用する為替レートが円安米ドル高となったことから、外国為替損益がプラスとなりました。保有債券による損益もプラスとなりました。

引き続き、主として米ドル建て高利回り社債および米ドル建てエマージング債券に分散投資し、高水準のインカム・ゲインの確保とともに金利低下や格付け上昇にともなうキャピタル・ゲインの獲得を目指して運用しました。

## 今後の見通しと運用方針

#### <米国経済>

2025年の米国経済は、トランプ政権の移民政策、関税政策、環境政策などにより構造的なインフレを誘発する可能性があります。したがって当面利下げペースは鈍化が予想されますが、景気減速の兆しが現れた場合は機動的に利下げへと向かうと思われます。もし、景気減速となるとこれまでのディスインフレへ向かうとの見方が、スタグフレーションへと変化する可能性もあります。

#### <高利回り社債>

高利回り社債市場は、発行体の信用力が過去と比べて良好な水準にあり、2025年1-3月の主要格付機関による格付変更は、格下げ社数が格上げ社数を若干上回りました。信用力はインフレや高金利の長期化、景気減速から緩やかに低下が進み、米国による相互関税からも悪影響を受けるとみています。当市場のデフォルト率も向こう1-1.5年程度は長期平均を超える水準へ上昇すると予想しています。当面はマクロ情勢を起因としたボラティリティの高い展開が予想されます。運用にあたっては、CCC格ゾーンを抑制するほか、セクターの観点ではコモディティリスクを避けつつ、発行体の財務が安定する銀行劣後債を選好しています。

#### <エマージング債券>

エマージング諸国は、依然として経済成長では先進国に対して相対的に優位に立ちやすいとみています。長期的には、中国の景気刺激策や米国の利下げに伴う米ドル高の抑制がエマージング諸国への投資の支援材料となる可能性があります。ただし、米国の積極的な関税政策が貿易を阻害する懸念は依然として強く、貿易・移民に関する摩擦の増大が見込まれることから、投資地域の選択には留意が必要です。運用にあたっては、地政学イベントやインフレ警戒によるリスク環境の悪化を注視しつつ、ポートフォリオのリスクを機動的に調整し、分散度を高めつつ、価格面で魅力的な国の選別に注力します。エマージング社債については、国債全般を強気にみており、地域分散にも配慮して組入れを行います。

（作成時点のコメントであり、今後予告なしに変更することがあります。また、将来の市場環境の変動等により、今後、運用方針を変更する場合があります。）



ALLIANCEBERNSTEIN

## アライアンス・バーンスタイン・ ハイ・イールド・オープン 追加型投信／海外／債券

Monthly Report  
月次レポート  
2025年5月30日現在

### ファンドの特色

1. 主として米ドル建て高利回り社債および米ドル建てエマージング・カントリー公社債に分散投資し、高水準のインカム・ゲインの確保とともに金利低下や格付け上昇にともなうキャピタル・ゲインの獲得を目指します。  
基本的な投資割合は、BB格、B格の社債を中心に米ドル建て高利回り社債に合計で純資産総額の80%程度、米ドル建てエマージング・カントリー公社債に20%程度です。
2. アライアンス・バーンスタイン<sup>※</sup>の債券部門の調査に基づくアクティブ運用を行います。  
※アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。  
高利回り社債の運用にあたっては、債券部門の調査チームによる「マクロ分析」、「産業・企業調査」、「信用分析」、「計量分析」をベースに、運用チームが業種配分や銘柄選定を行います。エマージング・カントリー公社債の運用にあたっては、「カントリー・リスク・ランキング・システム」をベースにカントリー・リスクの評価と銘柄選定を行います。
3. 運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー、およびその傘下の関連会社であるアライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッドが行います。  
運用の一層の強化・充実を図るため、委託会社は信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰金の運用の指図に関する権限を除きます。）をアライアンス・バーンスタイン・エル・ピー、アライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッドに委託します。
4. 毎月決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益分配を行います。  
投資している公社債のインカム・ゲイン等をもとに、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。なお、決算日は毎月20日（20日が休業日の場合は翌営業日）とします。
5. 米ドル建ての高利回りを享受するため、外貨建資産について為替ヘッジは原則として行いません。

### 投資リスク

当ファンドは、主として公社債などの値動きのある金融商品等に投資しますので、組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

### 基準価額の変動要因

#### 金利変動リスク

一般に債券価格は金利上昇時に下落、低下時に上昇し、変動リスクは長期債ほど大きくなります。

#### 信用リスク

発行国や発行体の債務返済能力、業績・財務内容、格付け、市場環境の変化等により、債券価格は大きく変動することがあります。デフォルト（債務不履行）が生じると債券価格は大きく下落し、機動的に売買できないこともあります。格付けの高い債券に比較して、高利回り社債や新興諸国の債券はデフォルトの恐れが高いと考えられます。また、金融商品等の取引相手方にデフォルトが生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

#### カントリー・リスク

発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。一般に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから、リスクが高くなります。

#### 流動性リスク

市場規模や取引量が限られる場合など機動的に金融商品等の取引ができない可能性があり結果として損失を被るリスクがあります。

#### 為替変動リスク

外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替相場の変動の影響を受けます。

※市場動向、投資対象国の状況、資金動向等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### ご留意事項

当ファンドは預貯金や保険契約にはあたりませんので、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

当ファンドの取得のお申込みに当たっては、販売会社において投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受取りになり、記載事項をご確認の上、投資の最終決定はご自身でご判断下さい。

## 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

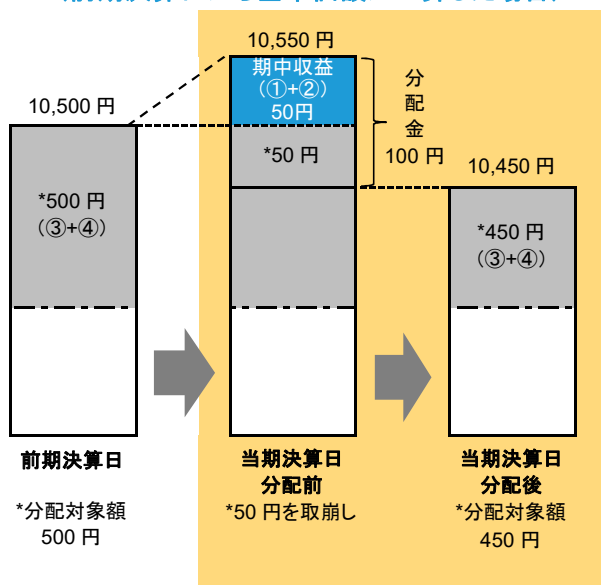
ファンドで分配金が  
支払われるイメージ



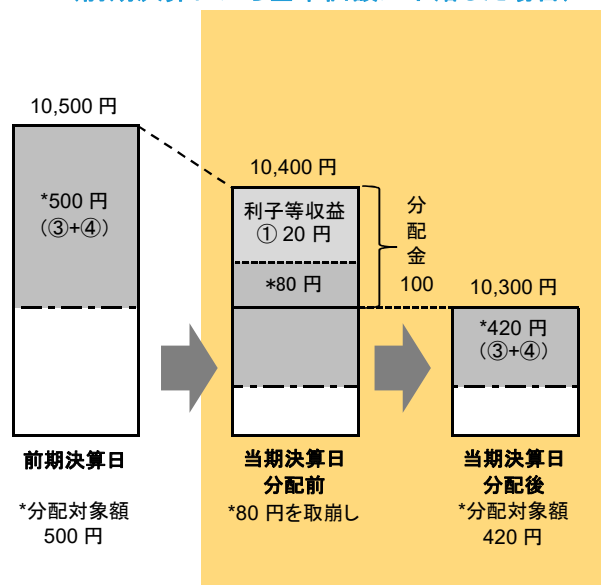
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### (計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

#### (前期決算日から基準価額が上昇した場合)



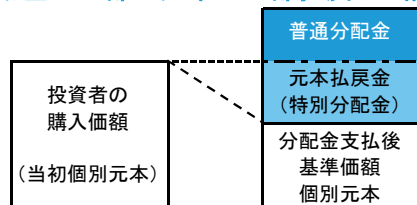
#### (前期決算日から基準価額が下落した場合)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の利子等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。  
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

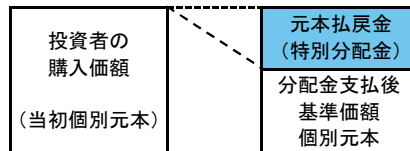
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### (分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

#### (分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(特別分配金)

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。



ALLIANCEBERNSTEIN®

アライアンス・バーンスタイン・  
ハイ・イールド・オープン  
追加型投信／海外／債券

Monthly Report  
月次レポート  
2025年5月30日現在

## お申込みメモ

|                           |                                                                                                                                                  |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位                      | 販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。                                                                                                             |
| 購入価額                      | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。                                                                                                                           |
| 購入代金                      | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                                                                                           |
| 換金単位                      | 販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。                                                                                                             |
| 換金価額                      | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。                                                                                                           |
| 換金代金                      | 原則、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。                                                                                                                  |
| 申込締切時間                    | 原則、購入・換金のお申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。<br>なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。                               |
| 購入・換金<br>申込不可日            | ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日には、購入および換金のお申込みはできません。                                                                                            |
| 換金制限                      | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。                                                                                                           |
| 購入・換金<br>申込受付の<br>中止及び取消し | 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。)があるときは、換金のお申込みの受け付けを中止することがあります。                                        |
| 信託期間                      | 無期限です。(信託設定日:1997年1月31日)                                                                                                                         |
| 繰上償還                      | 次のいずれかの場合は、信託を終了(繰上償還)する場合があります。<br>受益権総口数が30億口を下回ったとき/受益者のため有利であると認めるとき/やむを得ない事情が発生したとき                                                         |
| 決算日                       | 原則、毎月20日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                            |
| 収益分配                      | 原則、毎月の決算時に、収益分配方針に基づいて分配を行います。<br>収益分配金は、税引後自動的に再投資されます。                                                                                         |
| 課税関係                      | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISAの対象ではありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 |

## お客様にご負担いただく費用

お客様には下記の費用の合計額をご負担いただきます。なお、下記の費用は、お客様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なるものが含まれているため、合計額を表示することができません。

### 投資者が直接的に負担する費用

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |       |              |            |              |       |              |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------|-------|--------------|------------|--------------|-------|--------------|
| 購入時手数料     | 購入価額と購入口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める購入時手数料率(以下の手数料率を上限とします。)を乗じて得た額とします。 <table><tr><td>購入申込金額</td><td>購入時手数料率</td></tr><tr><td>1億円未満</td><td>3.3%(税抜3.0%)</td></tr><tr><td>1億円以上5億円未満</td><td>2.2%(税抜2.0%)</td></tr><tr><td>5億円以上</td><td>1.1%(税抜1.0%)</td></tr></table> 購入申込金額には、手数料および手数料に係る消費税等相当額を含みます。 | 購入申込金額 | 購入時手数料率 | 1億円未満 | 3.3%(税抜3.0%) | 1億円以上5億円未満 | 2.2%(税抜2.0%) | 5億円以上 | 1.1%(税抜1.0%) |
| 購入申込金額     | 購入時手数料率                                                                                                                                                                                                                                                                                               |        |         |       |              |            |              |       |              |
| 1億円未満      | 3.3%(税抜3.0%)                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |         |       |              |            |              |       |              |
| 1億円以上5億円未満 | 2.2%(税抜2.0%)                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |         |       |              |            |              |       |              |
| 5億円以上      | 1.1%(税抜1.0%)                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |         |       |              |            |              |       |              |
| 信託財産留保額    | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に、0.5%の率を乗じて得た額とします。                                                                                                                                                                                                                                                                 |        |         |       |              |            |              |       |              |

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                  |                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | 純資産総額に対して年1.705%(税抜年1.55%)の率を乗じて得た額とします。<br><運用管理費用の配分>(税抜)<br>(委託会社)年1.00%<br>当ファンドの投資顧問会社の報酬は、委託会社の受取る報酬の中から支払われます。<br>(販売会社)年0.50%<br>(受託会社)年0.05%<br>※ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。 |
| その他の<br>費用・手数料   | 監査費用／信託事務の処理に要する諸費用／金融商品等の売買委託手数料／外貨建資産の保管等に要する費用／<br>信託財産に関する租税等<br>※投資者の皆様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示できません。                                                                                        |

## ファンドの主な関係法人

委託会社(信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。)  
アライアンス・バーンスタイン株式会社 [www.alliancebernstein.co.jp](http://www.alliancebernstein.co.jp)

投資顧問会社(信託財産の運用の指図(除く国内余剰資金の運用の指図)を行います。)  
アライアンス・バーンスタイン・エル・ビー／アライアンス・バーンスタイン・リミテッド  
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド／アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

受託会社(信託財産の管理業務等を行います。)  
三井住友信託銀行株式会社



ALLIANCEBERNSTEIN®

アライアンス・バーンスタイン・  
ハイ・イールド・オープン  
追加型投信／海外／債券

Monthly Report  
月次レポート  
2025年5月30日現在

販売会社※1

販売会社は、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

| 金融商品取引業者名                                                                |              | 登録番号             | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>日本投資顧問<br>業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融<br>商品取引業協<br>会 |
|--------------------------------------------------------------------------|--------------|------------------|---------|-------------------------|-------------------------|--------------------------------|
| 株式会社熊本銀行                                                                 | 登録金融機関       | 九州財務局長(登金)第6号    | ●       |                         |                         |                                |
| 株式会社十八親和銀行                                                               | 登録金融機関       | 福岡財務支局長(登金)第3号   | ●       |                         |                         |                                |
| 野村證券株式会社※2                                                               | 金融商品<br>取引業者 | 関東財務局長(金商)第142号  | ●       | ●                       | ●                       | ●                              |
| 株式会社福岡銀行                                                                 | 登録金融機関       | 福岡財務支局長(登金)第7号   | ●       |                         | ●                       |                                |
| 松井証券株式会社                                                                 | 金融商品<br>取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号  | ●       |                         | ●                       |                                |
| 株式会社三菱UFJ銀行<br>(インターネット専用)                                               | 登録金融機関       | 関東財務局長(登金)第5号    | ●       |                         | ●                       | ●                              |
| 株式会社三菱UFJ銀行<br>(委託金融商品取引業者 三菱UFJ<br>モルガン・スタンレー証券株式会社)<br>(インターネットトレードのみ) | 登録金融機関       | 関東財務局長(登金)第5号    | ●       |                         | ●                       | ●                              |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>(インターネット専用)                                             | 登録金融機関       | 関東財務局長(登金)第33号   | ●       | ●                       | ●                       |                                |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券<br>株式会社                                                | 金融商品<br>取引業者 | 関東財務局長(金商)第2336号 | ●       | ●                       | ●                       | ●                              |

※1 取次販売会社も含みます。

(50音順)

※2 受益権の募集・販売の取扱いを停止しています。

※当資料のお取扱いにおけるご注意

- + 当資料は情報の提供を目的としてアライアンス・バーンスタイン株式会社が作成した資料です。
- + 当資料は信頼できると判断した情報をもとに作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- + 当資料で使用している指数等に係る著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、当該指数等の開発元または公表元に帰属します。
- + 当資料に記載された意見・見通しは作成時点でのアライアンス・バーンスタイン株式会社の判断を反映したものであり、将来の市場環境の変動や、当該意見・見通しの実現を保証するものではありません。